

大口町告示第27号

大口町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月26日

大口町長 森 進

大口町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年大口町告示第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「在来軸組構法」の次に「及び伝統構法」を加え、同条第4号中、「補強工事」を「別表1に掲げる補強工事等」に改める。

第5条を次のように改める。

（補助金の額）

第5条 1戸当たり（長屋建て、共同建ての場合は1棟当たり）の補助金の額は、別表2のとおりとする。ただし、補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

別表1及び別表2を次のように加える。

別表1（第3条関係）

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力(Q <sub>r</sub> )を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		・屋根工事 ・木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む） ・撤去部分の復旧工事

総合判定において建物の強さ (P) の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事</li> <li>・基礎工事（土工事を含む）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備を含む）</li> <li>・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）</li> </ul>
総合判定において劣化度 (D) の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事（劣化部材の取替え）</li> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む）</li> <li>・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）</li> </ul>
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして町長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして町長が認める工事

別表 2（第 5 条関係）

補助対象経費	助成額	補助金の交付金額
第 4 条に定める経費（工事費、設計及び補強計画に要する経費）	次に掲げる額の合計額 （1）耐震補強工事費の 23%かつ 80 万円を限度とする。	助成額から（4）の額を差し引いた額とする

	<p>(2) 改修設計費の3分の2かつ10万円を限度とする。</p> <p>(3) 付帯工事費のうち80万円かつ(1)及び(2)の助成額と合計して90万円を超えない額を限度とする。</p> <p>(4) 租税特別措置法第41条19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p>	
--	---	--

様式第2、様式第4、様式第9及び様式第12を次のように改める。

様式第2（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町民間木造住宅耐震改修費補助金については、下記のとおり交付の決定（却下）をしたので通知します。

記

- 1 工事の名称
- 2 地名地番
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付の条件

\* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

様式第4（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町民間木造住宅耐震改修費補助については、下記のとおり変更を承認（却下）したので通知します。

記

- 1 工事の名称
- 2 地名地番
- 2 変更後の交付決定額 金 円
- 3 変更承認（却下）の内容
- 4 その他

\* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで提出のありました大口町民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書に基づき検査した結果、不備が判明したので下記のとおり通知します。

また、不備事項の改善を行わない場合は、大口町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第14条の規定により、補助金の交付を取り消すことがあります。

記

- 1 工事の名称
- 2 地名地番
- 3 不備の箇所
  
- 4 不備の内容及び理由

\* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

様式第12（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定取消通知（返還命令）書

年 月 日付け 第 号により交付決定した大口町民間木造住宅耐震改修費補助金については、当該交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。

については、交付済の下記の金額を速やかに大口町に返還してください。

記

- 1 返還命令額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日

\* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。



附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。